

要望書

平成 23 年 5 月 16 日

大津市長殿

仰木の里まちづくり連絡協議会

記

現在、大津市仰木の里東二丁目 1 6 番 1 他、4 区画にて学校法人幸福の科学学園が、清水建設株式会社の設計施工のもと、幸福の科学学園 関西中学校・高等学校（仮称）の建設計画が着々と進行しております。

大津市市議会において、平成 23 年 3 月 18 日に請願 4 号「幸福の科学学園建設計画に対する住民不安の解決に向けた取り組みと、住民との合意形成の環境を整える取り組みを大津市に求めること」の採択により、住民として日々取り組みを続けております。

ところで、東日本大震災において、「盛り土宅地 地滑り集中」の報道が連日されております。

私どもが住む仰木の里地域も、防災に関する各種勉強会を重ねているなかで、幸福の科学学園・関西中学校・高等学校（仮称）の建設場所が、過去の資料の分析により、谷埋め盛り土地域であることが判明しました。

本計画地は、独立行政法人都市再生機構による仰木土地区画整理事業により宅地開発された宅地であり、現状の区画、形質の変更がない状況での土地利用であれば、都市計画法 29 条の開発行為に当たらないという判断がなされ、都市計画法施行規則第 60 条の規定に基づき「建築物等が都市計画の規定に適用していること」の証明が発行されるものと考えられます。

しかし、今回の東日本大震災での問題点は、盛り土宅地の地滑りを引き起こす地盤面下の質の変更に関わってくるものと思われ、大規模建物の建築による「形質の変更」（都市計画法 29 条）の有無が問われなければなりません。

別添資料*（下記資料）をみても、本計画地は、御呂戸川河川改修前の河川と沼上に位置し、起伏の激しい谷を埋めて造成したきわめて危険な盛り土造成地であることが明らかになってきました。

周辺地質調査のデータによる判定においても、地耐力も低く、盛土の性質もよく有りません。

このような状況において、地域防災、学校の安全面で都市計画法施行規則第 60 条の規定に基づき「建築物等が都市計画の規定に適用していること」の取扱いについて慎重にお願いします。

*別添資料

- ・ 1982 年仰木地区航空写真（現状区画を合成）
- ・ マップ合成図
- ・ 1994 年のワラジヤ出版地図 1:18,000
- ・ 平成 23 年 5 月 1 日朝日新聞「盛り土宅地 地滑り集中」記事

以上